

編入学奨学金継続願(編入学の1)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学しましたので、引き続き奨学金貸与の継続をお願いします。
また、卒業期が延びる場合には、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願います。
なお、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関して、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

提出日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
フリガナ	
氏名 (自署)	印

●変更後の借用金額を訂正する場合は本人印を押し印してください。
(変更後の借用金額を訂正する場合以外は本人印は不要です。)
←併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号ごとに「編入学奨学金継続願」を作成し、提出すること。

奨学生番号									

学校、学部・課程、学科・研究科、標準修業年限					学年・卒業予定期	
転出校	学校名	学部・課程	学科・研究科	標準修業年限	第 年次	年 月
					(西暦) 20 年 月	卒業・退学・修了(該当に○)
転入(編入)校	学校名	学部・課程	学科・研究科	標準修業年限	第 年次	卒業予定期
					(西暦) 20 年 月	
学籍番号	全定通コード (該当を☑で選択)	<input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 昼夜開講	学部コード (学校記入)		編入学年月	20 年 月

「奨学金貸与月額変更願(届)」を同時に提出する・提出しない

提出しない

提出する → 「月額変更願」を「編入学奨学金継続願(編入学の1)」にホチキス留めて提出

※第一種奨学金を貸与中の方で編入学により通学形態、又は学校設置区分が変更(国公立・私立)となる場合は、貸与月額の変更が必要となることがあります。
現在貸与を受けている月額を引き続き貸与可能か、学校に確認してください。
以下の場合、必ず「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。
①私立大学の医学、歯学、薬学、獣医学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金の増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない学部へ編入学する場合
②法科大学院の法学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金の増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない課程へ編入学する場合
※法的保証で「奨学金貸与月額変更願(届)(増額)」を同時に提出する場合は、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書が各願(届)ごとに必要です。

※第一種奨学金と併せて、2020年度以降の給付奨学金(新制度)、又は授業料等減免の支援を受けていることにより併給調整中の者が、編入学によって貸与終期の訂正や昼夜の変更が生じる場合、第一種奨学金の併給調整後の貸与月額が変更となることがあります。それに伴い貸与総額が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡しします。)

(注) 1. 太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し提出すること。
2. 奨学金振込口座を変更する場合は、別途「奨学金振込口座変更届」を「編入学奨学金継続願(編入学の1)」にホチキス留めすること。
3. 「編入学奨学金継続願(編入学の1)」の提出期限は、学校に確認すること。

■ 貸与総額が増加する場合は記入(貸与期間(終期)の延長等)

変更後の借用金額 (予定・総額)										円
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※変更後の借用金額を訂正する場合は、『変更後の借用金額(予定)』欄の訂正方法についてを参照してください。

※「奨学金貸与月額変更願(届)」を同時に提出する場合は、「変更後の借用金額」欄には、月額を変更した上で貸与期間(終期)を延長した金額を記入してください。
※第一種奨学金と併せて、2020年度以降の給付奨学金(新制度)、又は授業料等減免の支援を受けていることにより併給調整中の場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額より本願に記載された変更後の借用金額が多い場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額とみなします。

※現在選択している保証制度にチェックする。	<p>口人的保証 (右欄を記入)</p> <p>私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。</p> <p>機構届出の連帯保証人: 住所 〒 電話番号 氏名 (自署) 実印 生年月日 年 月 日</p>
	<p>※印鑑登録証明書を添付</p> <p>(「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合は、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要)</p> <p>私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。</p> <p>機構届出の保証人: 住所 〒 電話番号 氏名 (自署) 実印 生年月日 年 月 日</p>
	<p>口機関保証</p> <p>今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととさせていただきます。</p>

※機関保証加入者は、貸与総額の増加に伴い保証料月額が変更となります。
※機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

未成年者又は親権者又は後見人	住所 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署)	電話番号
	住所 (親権者) 氏名 (自署)	電話番号

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記のとおり、編入学により本学から転出したことを証明します。
(転出校の証明) 20 年 月 日
学校名 学校長

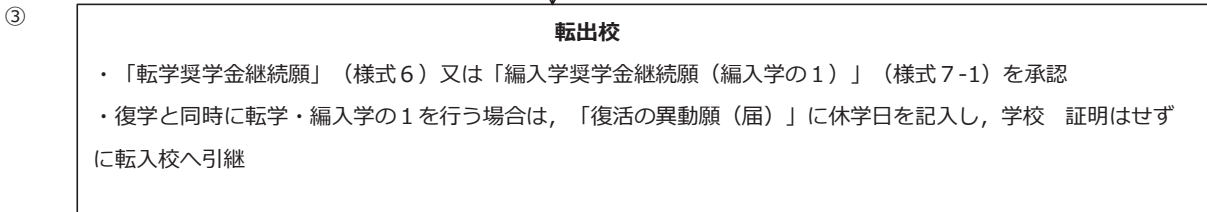
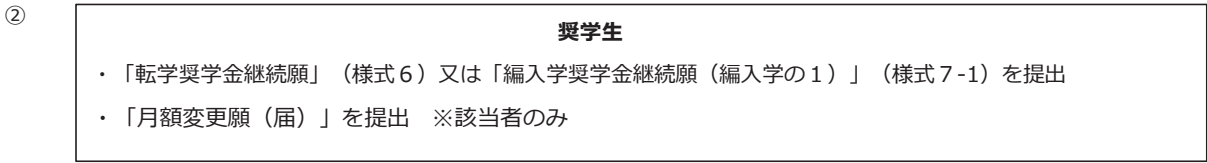
上記のとおり、編入学により本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。
(転入校の証明) 20 年 月 日
学校名 京都工芸繊維大学 学校長

返還誓約書 機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> 記入)	電話番号 (担当者名)	学校番号 区分	電話番号 (担当者名)	学校番号 区分
	()		075 - 724 - 7143	1 0 6 0 0 4 0 0

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

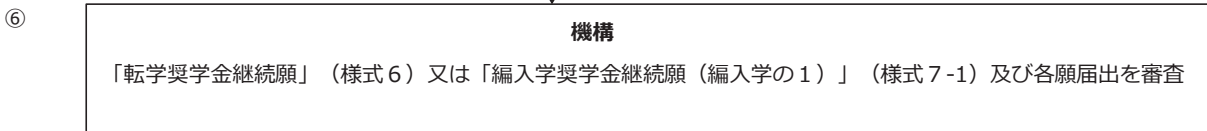
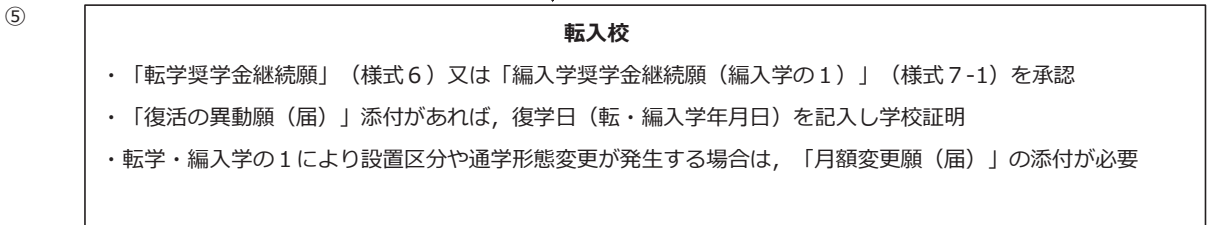
転学奨学金継続願・編入学奨学金継続願（編入学の1）について

- ① 転学とは、退学せず、又は卒業せずに、同一学種内での他の学校の相当学年への移動することです。
編入学1とは、退学又は卒業後に引き続き同一学種の他の学校の修業年限の中途への編入学することです。
転出校は転入校に年次・学部・転学（編入学）予定年月日等を連絡し、転学・編入学の1が認められるか確認してください。



※スカラACで「振込保留（異動見込）」  退学等処理は不要。

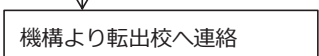
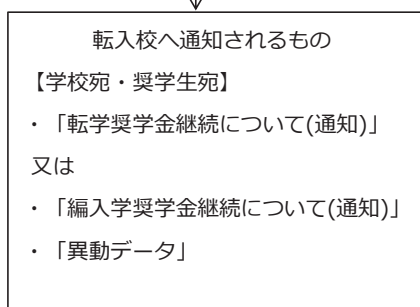
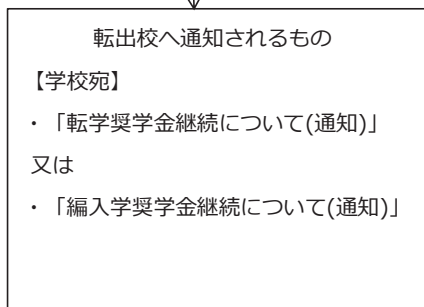
- ④ 転出校から直接転入校へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）



承認

※本機構で「振込保留解除」又は「復活」

不承認



転出校で「退学」又は「辞退」処理
「口座振替（リレー口座）加入申込書
預貯金者控（写し）を提出
（貸与終了後7か月間転出校で保管）

1. 第一種奨学金の貸与期間

転出校で過去に貸与を受けた期間（月数で計算する。）と通算して、転入校の標準修業年限（標準修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間。

※2020年度以降の給付奨学金（新制度）の支給、および授業料減免の支援を受けていることによる貸与月額調整により貸与月額が0円となっている期間も貸与月数として通算されます。

2. 第二種奨学金の貸与期間

転学・編入学後の学部（科）・学校の標準修業年限まで貸与を継続